

## 重要通信の高度化の在り方に関する研究会（第7回）議事要旨

1 日 時 平成20年3月27日（木）16時30分～18時05分

2 場 所 合同庁舎2号館（総務省）地下2階 会議室1・2・3

### 3 出席者

#### （1）構成員（五十音順、敬称略）

相田 仁（座長）、大森 慎吾、冲中 秀夫、加藤 義文、坂田 紳一郎（代理：上村 彰）、  
佐藤 貞弘（代理：野田 真）、資宗 克行、高橋 伸子、土森 紀之、  
徳広 清志（代理：藤原 道朗）、中村 功（座長代理）、西尾 裕一郎、平澤 弘樹、  
福田 健介、山口 舜三（代理：吉田 光男）、横井 正紀（代理：鈴木 良介）、  
吉村 辰久（代理：岡 政秀）、吉室 誠

#### （2）オブザーバ（敬称略）

今田 吉彦（内閣官房）、渋谷 豊（警察庁）、浦賀 毅（警察庁）、  
齋藤 賢一（警察庁）、田中 良斉（代理：櫻井 久也）（消防庁）、  
芦屋 秀幸（代理：細井 光雄）（国土交通省）、  
高橋 政則（代理：赤石 一英）（気象庁）、藤本 裕之（海上保安庁）、  
吉田 貴志（代理：津幡 岳弘）（防衛省）

#### （3）総務省

鈴木 総務審議官、武内 電気通信事業部長、竹内 電気通信技術システム課長、  
菱沼 安全・信頼性対策室長、山下 電気通信技術システム課課長補佐、  
中村 移動通信課課長補佐、村上 重要無線室課長補佐、  
渡辺 電気通信技術システム課主査

### 4 議 題

（1）報告書案について

（2）その他

### 5 議事要旨

#### 【報告書案について】

事務局より、「論点整理（案）等に対するコメントと対応」（資料7-1）及び、「重要通信の高度化の在り方に関する研究会報告書（案）」（資料7-2）に基づき説明。

質疑応答における主な発言は以下のとおり。

- ・ 報告書案のP15の案4で、「実施する際には、各機関のクラス別台数の公平性が必要である」とある部分について、同じように重要通信を行っている機関でも、場面によっ

てどの通信を優先するべきかという状況は異なり、機関毎の公平性の判断が難しいため、当該部分を削除してほしい。

(事務局) 電気通信事業者から、ひとつひとつの機関について、それぞれどの程度重要性が高いのかということ、電気通信事業者が判断できないため、公平性が必要であると意見があったもの。機関の中での優先度については、各機関で判断すべきではないか。クラス別台数の公平性という意味がよくわからないが、これは、第一順位の機関については、優先度 1、2、3 となる端末の数又は割合を同じにすることなのか。そうだとするならば、機関によって業務は異なってくるので本末転倒な議論ではないか。公平性とはどういう意味か。優先度 1、2、3 の割合を事業者間でばらつきがあってもいけないということか、それとも第一順位の機関の間で優先度 1、2、3 の割合が異なってもいけないということか。

(事務局) 後者である。優先すべき機関を第一順位とした上で、更にその中で優先度の割合を変えるということは難しい。

業務が全く違う機関同士で、割合を全く同じにしろというのは、議論が違うのではないかと。

まさにこの場のような議論を事業者側に持ってこられても困るというのが本音である。

(座長) クラス分けの話自体が今後検討すべき項目であるので、クラス別台数の適切な配分が必要であるという旨の言葉にしておき、優先度の割合については具体的なクラス分けと合わせて検討を深めるということではどうか。

- ・ P 16 で、「現に重要通信を利用して行われている業務への支障に配慮することが必要」とある部分について、緊急通報受理機関については、優先電話数が削減されると支障があり、国民生活に不利益が生じるため、緊急通報受理機関の業務に支障を及ぼさないように明記してほしい。

(事務局) 優先度分けをすれば優先度が下がる機関もあり、「業務への支障が全く無いように」と記述してしまうと、クラス分け自体ができないということになるため、「配慮」という表現にしている。

緊急通報の折返し等で優先電話を利用しており、この優先順位が下がれば、折り返そうとしても電話が繋がらない場合が生じることが考えられ、この場合は誰が責任をとるのか。

(事務局) 「業務への支障に配慮」という部分を、「緊急通報受理機関の業務に支障が及ぶことがないように」と書き直してはどうかというコメントも頂いている。

「支障」という言葉を削除する方法もある。

「配慮」という表現であっても、配慮はしたけれども無理だという結論になると困る。ある程度優先度が下がる機関もあり、そこは配慮せざるをえないが、せめて緊急通報受理機関だけでも支障の無いような配慮がほしい。

(座長) 今回は結論を出すというより、引き続き検討を深めるというものであるので、

支障が出てもしよとする決断をしたとされても困るが、逆にここまでは守るといった具体的な事までを書く必要もないのではないか。

確かに「支障に配慮」であると、支障があっても良いと思われては困る。また、緊急通報受理機関だけを書かれても困るので、「現に重要通信を利用して行われている業務の確保に配慮する」と書いてはどうか。

緊急通報受理機関において、電気通信事業者の電話を利用する比率は極めて高いので、実態を踏まえれば、簡単に分かりましたと言うことはできない。

(座長)パブリックコメントに案として示す文章については事務局と調整させていただいた上で、最終的な報告書の文案については、次回の研究会で相談したい。

- ・ P 1 1 の災害対策機関相互間について、「補完的に」固定電話等で連絡を取っているわけではない。

(事務局)必要に応じてという意見をいただいたので、「補完的に」としているもので、議論を深めていただきたい。

防災行政無線の整備状況は都道府県や市町村によってばらつきがあり、すべての災害対策機関に整備されているとは限らないが、この研究会のスコopでは、都道府県に対して防災行政無線を整備せよというものではないと理解している。

電気通信事業者網が補完的なのかどうかについては、出来る限り自営の手段を用いるべきだろうが、自営網が十分でない場合については補完でない場合もあるかと思う。

(座長)必ずしも自営網が主であって、電気通信事業者網が補完的であるということが必ずしも言えないようであれば、適切な役割分担という形で、主従が明確でないような文面を考えてほしい。

(事務局)「補完的に」という言葉は適切でないという議論をいただいたので、例えば「必要に応じて」等の中立的な言葉としたい。

- ・ 第 6 章に「国民への周知広報」と「教育訓練」を盛り込んでほしい。周知広報については、「認知度を高める」というように記述されているが、より明解にしてほしい。教育訓練については、情報の受発信者が高度化した重要通信を上手に利用するという視点で記述してほしい。例えば 3 0 秒の短時間で安否確認時間内容を伝える場合に、サンプル文を用意したり、学校教育の中で教えたりというクライシストレーニングが必要である。(事務局)周知広報については全面的に修正したい。教育訓練については適当な方法について検討したい。

- ・ P 1 2 に「災害時にのみ使用する通信手段は、いざというときに使い慣れておらず」とあり、これは良い言葉である。

- ・ P 2 2 の伝言ダイヤルの認知度向上について、毎月 1 日に体験利用ができるということも報告書に取り上げてはどうか。こういう機会を使って、3 0 秒以内に伝言を残せるよう啓蒙を図れるとよい。

- ・ P 2 6 のセル・ブロードキャストについて、地方公共団体が災害情報を提供することは

重要である。「広がっていく際には」という受身的な表現ではなく、積極的に推進する立場としてはどうか。また、「各通信事業者が（中略）体制を整えていくことが必要である」という書き方では通信事業者だけが体制を整えるようであるが、P38の「国・電気通信事業者等が協力をしながら実施すべき事項」に入っていることから、国も協力していくという書き方になるとよい。

韓国ではセル・ブロードキャストについて国が協力を推し進めているので参考にしてほしい。

（事務局）災害時の配信手段についての表現を工夫したい。

- ・ P39で「共通化の検討が必要」という部分について、P28の本文を読めば、共通化ありきの議論ばかりではないので、共通化した方が良いということになれば共通化するという表現に修正してほしい。

#### 【その他】

報告書の今後の扱いについて、相田座長より、4月の第1週を目途に約1か月間のパブリックコメントを実施する予定で、修正意見等については3月31日（月）までに事務局まで連絡頂き、最終的なパブリックコメント案については事務局と座長で調整したい旨の発言。

第8回会合は5月中下旬を予定。日時及び場所など詳細については後日連絡。

（以上）